

# 横浜市立城郷中学校 いじめ防止基本方針

城郷中学校では、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」とする）及び「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは決して許される行為ではなく、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り、いじめをしている子どもには毅然とした指導をしていきます。

また、いじめを防止するために、子どもにかかわる全ての大人がいじめに関する課題意識を共有し、子どもたち自らも健全な集団を築く推進者であるという自覚をもって、いじめを許さない風土づくりを進めていきます。

そのために、「城郷中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

法において「いじめ」は、次のように定義されています。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法 第2条1項）

城郷中学校は、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」は「いじめ」であるとの共通理解のもと、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた生徒の立場に立って、早期発見やいじめの解決に向けて真摯に取り組んでいきます。

### 【いじめの態様】

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ⑤ 金品をたかられる。
  - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- （「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省）

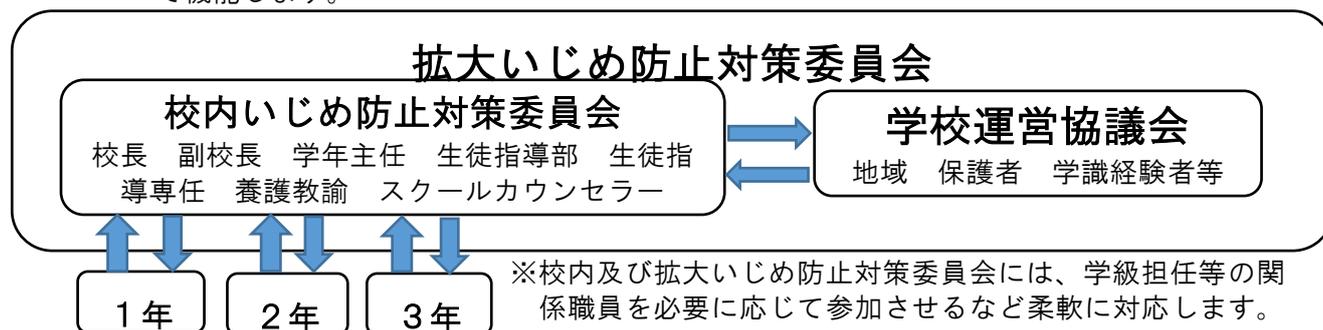
なお、「被害者側にも原因がある」など、加害側の生徒がいじめを正当化するような言動や行動にも注意を払い、全てが「いじめ」になることを、生徒が正確に理解できるよう取り組みます。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### （1）組織の構成

法 第22条に基づき、本校は「いじめ防止対策委員会」を設置し、「いじめ防止対策委員会」を開催して情報交換や対応検討を行うとともに、必要に応じて警察、児童相談所等の外部機関やPTA、地域とも積極的に連携を図っていきます。

- ① 「校内いじめ防止対策委員会」は、生徒指導部長を委員長とし、校長、副校長、学年主任、生徒指導専任、養護教諭をもって構成します。必要に応じてスクールカウンセラー（SC）など課題解決に必要な関係者が参加するものとします。
- ② 未然防止の観点から、学校運営協議会委員の方々と協議する場として、「拡大いじめ防止対策委員会」を設置します。
- ③ 重大事態が起きた場合には、この「拡大いじめ防止対策委員会」が校内の調査委員会として機能します。



## (2) 組織の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、ホームページ等での公表をふまえた保護者や地域への周知
- ② いじめ防止に関する指導や啓発活動の実践
- ③ 教職員研修の企画や運営
- ④ P T A や学校運営協議会、外部機関との連携
- ⑤ いじめの相談や通報の窓口
- ⑥ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑦ いじめを察知した場合の、迅速な方針の決定と対応の指示
- ⑧ 学校評価に基づいた、必要に応じた年間計画の見直しと改善
- ⑨ 教育委員会への報告・連絡
- ⑩ 学校運営協議会との情報の共有

## (3) 2022年度 年間計画

月	学校行事	いじめ防止に関わる内容
4月	始業式 入学式 学級開き 家庭訪問(1年) 学級懇談会	生徒理解研修 各クラスで、いじめに関する講話
5月	遠足(1年) 修学旅行(3年)	Y P アセスメント(1回目)
6月	生徒総会 体育祭	生徒指導部会
7月	全校道徳(人権作文の取り組み) 3者面談 1学期終業式	困り感アンケート実施① 生徒指導部会 3者面談での情報収集 横浜こども会議 携帯電話講習 人権作文
8月	2学期始業式	生徒理解研修 教育相談
9月	授業参観	困り感アンケート実施② 生徒指導部会 学級懇談会での情報交換
10月	合唱コンクール 文化祭 自然教室(2年)	生徒指導部会
11月		生徒指導部会 人権の木作成
12月	人権週間 3者面談 2学期終業式	いじめ防止一斉キャンペーン 3者面談での情報収集 Y P アセスメント(2回目) 人権の木作成
1月	3学期始業式	生徒指導部会 困り感アンケート実施③ いじめ防止対策委員会(次年度の方針検討)
2月	進路説明会(2年) 職業講話 新入生説明会(小6年)	生徒指導部会 新入生説明会にていじめ防止基本方針を配布、説明
3月	卒業式 終了式	生徒指導部会 生徒理解研修 いじめ防止対策委員会(次年度の方針決定)

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

### (1) いじめ防止への取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。そのため、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を築く能力を養うことがいじめの防止につながると考え、全ての教育活動を通して、人権教育、道徳教育、及び体験活動等の充実を図ります。

具体的には、年間計画表に記載のように、人権作文の取り組み、道徳授業や話し合い活動でのグループワークなどの活動を行います。

### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。そのため、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないように注意するとともに、家庭との連携を図ります。また、学期ごとに行う教育相談や困り感アンケート、いじめアンケート、Y P アセスメント等による情報の収集をおこない、得た情報は職員会議や学年会、いじめ防止対策委員会で共有します。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見、通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守りとおすとともに、加害生徒には人格の成長のために教育的な指導や支援を行います。その為に、日頃より教職員全員の共通理解、保護者・関係機関・専門機関との連携も密に図ります。

また、いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携を図ります。

いじめの解消に関しては、「少なくとも3か月以上いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の、少なくとも2つの要件が満たされる必要があり、それが確認できるまで継続して指導にあたります。

(4) 研修の実施

学期に1回以上、全教職員で生徒理解研修をおこないます。

(5) 学校・教員評価

学校・教員評価においては、「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する」（「横浜市いじめ防止基本方針」の学校評価、教員評価の留意点より）ということをしつかりと認識し、いじめの早期発見、いじめの再発防止に真摯に取り組んでいきます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは次の内容をさします。

法 第28条第1項第1号

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

法 第28条第1項第2号

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時も重大事態として対応します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。学校が調査の主体となるか、教育委員会が調査の主体となるかについて、教育委員会が判断します。

(3) 重大事態の調査

- ・ 拡大いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、同種の事態の再発防止も視野に入れた調査を実施します。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告します。

(4) 生徒・保護者への報告

学校（または教育委員会）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、経過措置を説明します。これらの情報の提供にあたっては、学校（または教育委員会）は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

5 その他

(1) 学校いじめ防止基本方針の公開と配布

- ・ 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページなどで公表します。
- ・ 新入生説明会時に配布し、説明を行います。また、見直し及び改定を行った場合は、その都度配布し、内容の理解を図ります。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校がより実効性の高い取組を実施するために、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即しているかについて「いじめ防止対策委員会」、「拡大いじめ防止対策委員会」を中心に、毎年度点検し、見直します。

付 則

- (1) この規則は、平成26年3月31日に制定し、平成26年4月1日から施行する。
- (2) この規則を、平成29年1月10日に見直しを行い、改定する。
- (3) この規則を、平成29年10月5日に見直しを行い、改定する。
- (4) この規則を、平成31年3月13日に見直しを行い、改定する。
- (5) この規則を、令和2年6月22日に見直しを行い、改定する。
- (6) この規則を、令和4年2月2日に見直しを行い、改定する。